平成２２年（フ）第６７２１号
大阪市中央区高津１丁目３番８―802号、前住所大阪府門真市大橋町28番15―203号
債務者　西村　俊則
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５２号
大阪市東住吉区住道矢田９丁目５番９号　レオパレス21大和川108号
債務者　古市昇生こと　金　　仁淳
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１７号
奈良県香芝市西真美２―23―８　フォレスタ西真美102号室、住民票上の住所奈良県香芝市旭ケ丘１丁目６番地の13
債務者　土田　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻川　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０号
京都府舞鶴市字溝尻６番地の３　梅ヶ谷
債務者　吉田　一海
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1081番地10
債務者　花本　裕治
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　勇一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７４号
新潟市西区小新大通１丁目９番12号　エクセル小新ＮＯ２―103号
債務者　田沢　　朗
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９１４号
大阪市東住吉区桑津１丁目31番33―404号
債務者　山下　哲治
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　文亜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３３号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第11地割35番地、旧住所札幌市東区北23条東９丁目１番11号ロイヤルハイツ23―102号
債務者　久保　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第１９７３号
福岡市西区豊浜１丁目10番12号
債務者　守口　徳行
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５０号
北海道二海郡八雲町山崎616番地13
債務者　竹田　純子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４５６号
函館市鍛治２丁目15番19号
債務者　西村由加里
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４５７号
函館市昭和３丁目35番15号
債務者　玉野　泰史
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４５８号
函館市亀田港町50番11号
債務者　水島　義美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４７０号
函館市赤川町559番地42
債務者　石塚　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
山形県上山市新町１丁目10番17号、前住所仙台市若林区六丁の目中町４番40―204号
債務者　高木　厚子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９３号
山形市飯田西３丁目１番14―104号　市営飯田アパートＣ号、前住所山形市旅篭町２丁目２番25―705号　カメリアコート
債務者　喫茶レオンこと　中川　藤子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９４号
山形県東根市六田２丁目12番２―３号
債務者　柴田　由子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０７号
山形市鉄砲町２丁目16番23号　レジデンス岡崎203号
債務者　内和　洋輔（旧姓嶋）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所民事部